

三箇地域コミュニティ市民会議設立総会

日時 平成29年5月21日（日） 午前10時

場所 大東市立市民会館2階 キラリエホール

三箇地域コミュニティ市民会議

三箇地域コミュニティ市民会議設立総会

次第

第1部 三箇地域コミュニティ市民会議設立総会

- 1 開会
- 2 あいさつ
 - (1) 設立準備会代表(三箇自治会区長)
 - (2) 新和町自治会会長
 - (3) 新三箇自治会会長
- 3 来賓紹介
- 4 来賓祝辞
- 5 総会議長選出
- 6 経過報告
- 7 議事
 - (1) 議案第1号 三箇地域コミュニティ市民会議規約の制定について
 - (2) 議案第2号 三箇地域コミュニティ市民会議役員の選任について
・市民会議議長就任あいさつ
 - (3) 議案第3号 平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議事業計画について
 - (4) 議案第4号 平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議予算について
- 8 閉会

第2部 記念講演

「大東市のまちづくりについて」

講師：大東市街づくり部長 今出正仁氏

経 過 報 告

[1] 概要

- 平成27年 3月18日 大東市全世代地域市民会議基本方針制定
- 平成28年 7月14日 大東市全世代地域市民会議基本方針改正
- 平成28年12月 5日 大東市自治区市民会議活動補助金等交付要綱等の制定
- 平成29年 2月16日 市民会議の設立に向けた三箇自治区自治会長間協議
- ・三箇自治区市民会議の設立について合意
 - ・三箇自治区市民会議準備会設立
- 平成29年 2月17日 } 規約(案)、役員を選任(案)、事業計画(案)及び予算(案)の作成
- 平成29年 3月15日 }
- 平成29年 3月10日 市民会議準備会運営補助金交付申込
- 平成29年 3月26日 市民会議準備会全体会議
- ・規約、役員、事業計画及び予算について審議
 - ・設立総会に関する事項について審議
- 平成29年 4月 9日 } 各自治会において市民会議の設立について承認手続き
- 平成29年 5月 7日 }
- 平成29年 4月21日 市民会議準備会運営補助金実績報告
- 平成29年 5月21日 三箇地域コミュニティ市民会議設立総会

[2] 市民会議準備会運営補助金収支状況

1 収入

(単位 円)

項目	収入済額	説明
1 市補助金	50,000	大東市市民会議準備会運営補助金
収入合計	50,000	

2 支出

(単位 円)

項目	支出済額	説明
1 消耗品費	46,264	(1)封筒 1,653
		(2)ラベル紙 721
		(3)チューブファイル 1,058
		(4)プリンタインク 42,832
2 印刷製本費	3,736	市民会議設立総会議案書印刷製本
		(1)印刷用紙 2,147
		(2)印刷費 1,589
支出合計	50,000	

議案第1号

三箇地域コミュニティ市民会議規約の制定について

三箇地域コミュニティ市民会議規約を次のとおり制定する。

平成29年5月21日提出

三箇自治区市民会議準備会

代表 三箇自治会区長 岡 崎 信 久

記

三箇地域コミュニティ市民会議規約

(趣旨)

第1条 大東市自治基本条例に規定する協働と参画の趣旨に基づき、三箇地域に設置する全世代地域市民会議に関する運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この会議は、三箇地域の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民が互いに協力、連携し、自治会の範囲を超えた広い地域での課題解決に向けての意見調整や広域で取り組むことによって効果がある活動を互いに協力して実施し、よりよい地域社会を築くとともに、安心して快適な個性豊かな地域づくりを推進することを目的とする。

(名称)

第3条 この会議は、三箇地域コミュニティ市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(市民会議の区域)

第4条 市民会議の区域は、三箇自治区の区域とする。

(主たる事務所)

第5条 市民会議の主たる事務所は、大東市三箇4丁目1番5号 三箇自治会館内に置く。

(市民会議の事業)

第6条 市民会議は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全、安心な地域づくりに関する事。
- (2) 保健、医療又は福祉を通じた地域づくりに関する事。
- (3) 郷土愛の醸成に関する事。
- (4) 地域の伝統行事を通じた地域づくりに関する事。
- (5) 地域の生活環境の改善及び良好な景観の創造・保存に関する事。
- (6) 小中学校の教育環境の向上及び小中学生の健全育成に関する事。
- (7) コミュニティの育成に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域づくりに関する事。

(構成)

第7条 市民会議は、三箇自治区内の自治会、各種団体、関係機関の委員及び地域住民並びに市民会議の趣旨・目的に賛同する地域内の事業所で構成する。

(役員)

第8条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 2名
- (3) 理事 35名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、第11条第1項に規定する代議員をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第9条 議長は、市民会議全体をまとめ、市民会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、事業の企画、立案を行い、市民会議の事業の円滑な運営に努める。

4 事務局長は、市民会議の事務を統括する。

5 会計は、市民会議の会計事務を処理する。

6 監事は、市民会議の事業及び財務を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 代議員は、160名以内とし、別表に掲げる市民会議構成自治会の役員、各種団体を代表する者及び関係機関の委員並びに公募により選ばれた住民で構成するものとする。ただし、公募住民の定数は10名以内とし、任期は2年とする。

3 総会は、毎年度1回、年度当初に開催し、議長が招集する。ただし、議長が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、代議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

5 総会の議長は、市民会議の議長が行う。

6 総会は、次の事項を審議し議決する。

(1) 役員を選任及び解任に関する事。

(2) 「まちづくりプラン」に関する事。

(3) 事業計画、事業報告に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) 規約の変更に関する事。

(6) その他重要事項に関する事。

7 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、議長、副議長、理事、事務局長、会計及び監事をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて議長が招集し、市民会議の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定する。

- 3 役員会の議長は、事務局長がこれに当たる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第13条 市民会議の事務事業を円滑に執行するため、市民会議に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務を処理する事務局員を置く。

(部会)

第14条 総会及び役員会で決定された方針に基づき事業を実施するため、市民会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

(会計)

第15条 市民会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

- 2 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 市民会議の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに総会の議決を経て定めなければならない。ただし、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務を執行することができる。

(事業報告及び決算)

第17条 市民会議の事業報告及び決算は、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第18条 この規約は、総会において4分の3以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第19条 市民会議は、総会の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月21日から施行する。ただし、第11条第2項中、公募住民に関する規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 市民会議設立時の役員任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 3 市民会議設立時の代議員任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
- 4 市民会議設立初年度の会計年度は、第15条第2項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 市民会議設立初年度の事業計画及び予算は、第16条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表（第11条第2項関係）

総会の代議員

自治会、各種団体、関係機関の委員の名称			代議員の範囲
1	自治会	三箇自治会	役員全員
		新和町自治会	
		新三箇自治会	
2	老人クラブ	三箇第1老人クラブ	団体を代表する者2名
		三箇第2老人クラブ	
		三箇第3老人クラブ	
		三箇第5老人クラブ	
		三箇むつみ会	
		新和町老人クラブ	
		新三箇老人クラブ	
3	消防団	第2方面隊第10分団	
		第2方面隊第11分団	
		第2方面隊第12分団	
4	防犯委員会支部	三箇支部	
		新和町支部	
		新三箇支部	
5	自主防災会	三箇自主防災会	
6	校区福祉委員会	三箇校区福祉委員会	
7	女性防火クラブ	三箇女性防火クラブ	
8	子ども会育成会	三箇子ども会育成会	
9	民生委員児童委員		9名
10	主任児童委員		1名
11	青少年指導員		6名
12	保護司		3名
13	水利組合	中戸水利組合	団体を代表する者2名
		三箇水利組合	
		6丁目水利組合	
14	地車会	大箇だんじり会若中	
		江ノ口南若中保存会	
		江ノ口北若中地車会	
		西之口若中	
15	P T A	三箇小学校P T A	
16	小学校	三箇小学校	団体を代表する者1名
17	中学校	谷川中学校 深野中学校	
18	社会福祉法人	寝屋川福祉会 上三箇保育園	
		江山会 江ノ口保育園	
		青い鳥福祉会 青い鳥工房	

議案第2号

三箇地域コミュニティ市民会議役員の選任について

三箇地域コミュニティ市民会議規約第8条の規定により、三箇地域コミュニティ市民会議役員を次のとおり選任する。

平成29年5月21日提出

三箇自治区市民会議準備会

代表 三箇自治会区長 岡崎 信久

記

役職	氏名	所属	備考	
議長	岡崎 信久	三箇自治会区長	三箇5丁目	
副議長	藤原 司佐	新和町自治会会長	三箇1丁目	
	森 社 正男	新三箇自治会会長	三箇4丁目	
理事	辻 本 幸雄	三箇自治会役員	三箇6丁目	
	上 田 哲夫	三箇自治会役員	三箇3丁目	
	片 山 茂雄	三箇自治会役員	三箇6丁目	
	田 中 文子	三箇自治会役員	三箇3丁目	
	木 村 壽野	三箇自治会役員	三箇1丁目	
	西 原 征雄	新和町自治会役員	三箇1丁目	
	鶴 原 久	新和町自治会役員	三箇1丁目	
	宮 下 精吾	新三箇自治会役員	三箇4丁目	
	上 田 健資	新三箇自治会役員	三箇4丁目	
	三 嶋 修	三箇第2老人クラブ(三箇地区老人クラブ5団体代表)	三箇3丁目	
	近 藤 重人	新和町老人クラブ	三箇1丁目	
	杉 岡 正夫	新三箇老人クラブ	三箇4丁目	
	狭 山 良輔	第2方面隊第12分団(消防団3分団代表)	三箇1丁目	
	山 本 英康	防犯委員会三箇支部	三箇1丁目	
	西 原 征雄	防犯委員会新和町支部	三箇1丁目	
	中 島 博	防犯委員会新三箇支部	三箇4丁目	
	嶋 耕一	三箇自主防災会	三箇3丁目	
	三ツ川 裕子	三箇女性防火クラブ	三箇5丁目	
	遠 藤 志津江	三箇子ども会育成会	三箇6丁目	
	櫻 井 郁子	民生委員児童委員(三箇地区民生委員児童委員代表)	三箇5丁目	
	安 部 賀寿美	民生委員児童委員(新和町)	三箇1丁目	
	松 井 成行	民生委員児童委員(新三箇)	三箇4丁目	
	木 村 晴男	保護司代表	三箇1丁目	
	辻 本 敬一	中戸水利組合(水利組合3団体代表)	三箇1丁目	
	斎 藤 公久	江ノ口南若中保存会(地車会4団体代表)	三箇1丁目	
	大 塚 竜也	三箇小学校PTA	三箇3丁目	
	藤 井 郁恵	三箇小学校	三箇1丁目	
	山 内 敏弘	谷川中学校	谷川2丁目	
	澤 邊 正人	深野中学校	深野北1丁目	
	吉 住 良一	青い鳥福祉会 青い鳥工房(社会福祉法人代表)	三箇6丁目	
	事務局長	吉 川 和雄	三箇校区福祉委員会	三箇4丁目
	会計	北 田 俊光	三箇自治会役員	三箇5丁目
監事	鶴 原 久	新和町自治会役員	三箇1丁目	
	松 井 成行	新三箇自治会役員	三箇4丁目	

議案第3号

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議事業計画について

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議事業計画を次のとおり定める。

平成29年5月21日提出

三箇自治区市民会議準備会
代表 三箇自治会区長 岡崎 信久

記

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議事業計画

	事業名	目的	内容
1	広報紙編集発行	◇市民会議の活動を周知 ◇地域情報の提供 等	◇年4回以上の発行 ◇全戸配布
2	ホームページの運用	◇市民会議の活動を周知 ◇地域情報の提供 等	◇ホームページの開設 ◇ホームページの管理・運用
3	夏まつりの開催	◇住民の交流 ◇コミュニティの醸成	◇ステージイベント ◇盆踊り ◇模擬店 他
4	地域福祉の推進	◇子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた街で安全で安心して暮らすことができるような福祉のまちづくり	◇校区福祉委員会が行う活動の充実・支援 ・個別援助活動 ・グループ援助活動 ・福祉委員会活動(事務)
5	谷川、深野中学校校区地域教育協議会事業	◇児童生徒を巻き込んだ地域でのイベントの開催を通じて、一人ひとりの子どもの健全育成の一助とする。	◇校区地域教育協議会の一員として、両中学校で開催される地域教育講演会への参加や「地域交流イベント」に模擬店等のコーナーに参加する。
6	子ども安全見守り活動	◇下校時の子ども安全対策	◇市民会議の構成各自治会が運営主体として、子どもの見守り活動を実施する。
7	自主防犯活動	◇地域防犯の推進	◇市民会議の構成各自治会が運営主体として、自主防犯活動を実施する。
8	地域の課題解決に向けた調査研究・意見調整	◇市民会議の取組方針策定	◇各部会において調査研究を行う。

議案第4号

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議予算について

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議予算を次のとおり定める。

平成29年5月21日提出

三箇自治区市民会議準備会
代表 三箇自治区区長 岡崎 信久

記

平成29年度三箇地域コミュニティ市民会議予算

収入 (単位 円)

	科目	予算額	説明
1	市民会議活動準備補助金	100,000	
2	市民会議運営補助金	50,000	
3	自治区市民会議活動補助金	1,385,000	
4	諸収入	0	
収入合計		1,535,000	

支出 (単位 円)

	事業名	科目	予算額	説明	財源
1-1	市民会議活動準備		100,000		市民会議活動準備補助金
		備品購入費	100,000	代表者印、保管庫 他 100,000	
2-1	市民会議運営		50,000		市民会議運営補助金
		消耗品費	40,000	印刷用紙、文具 他 40,000	
		食糧費	5,000	会議お茶代 5,000	
		印刷製本費	5,000	議案書等印刷費 5,000	
3-1	広報紙編集発行		30,000		市民会議活動補助金
		消耗品費	20,000	印刷用紙：@2×10,000枚 20,000	
		印刷製本費	10,000	印刷代：@1×10,000枚 10,000	
3-2	ホームページ運用		19,000		市民会議活動補助金
		使用料	19,000	サーバ-使用料：@1,543×12月 18,516	
3-3	夏まつりの開催		1,206,000		市民会議活動補助金
		事務費	20,000	行事保険料等 20,000	
		会場設営費	500,000	ステージ設置費 120,000	
				音響設備費 97,200	
				机・椅子レンタル料 119,340	
				電気設備工事費 118,800	
				サイン看板製作費 44,280	
			(小計) 499,620		
		報償費	120,000	出演者謝礼 120,000	
		警備委託料	91,000	警備委託料 90,720	
消耗品費	120,000	景品代 120,000			
備品購入費	300,000	氷かき機等備品購入費 300,000			
雑支出	55,000	55,000			
3-4	地域福祉の推進		50,000		市民会議活動補助金
		負担金	50,000	共同事業負担金 50,000	
3-5	谷川、深野中学校区 地域教育協議会事業		30,000		市民会議活動補助金
		材料費	30,000	模擬店材料費 30,000	
3-6	子ども安全見守り		25,000		市民会議活動補助金
		食糧費	25,000	隊員お茶代 25,000	
3-7	自主防犯活動		25,000		市民会議活動補助金
		食糧費	25,000	防犯委員お茶代 25,000	
支出合計			1,535,000		

資料編

- 1 三箇地域コミュニティ市民会議区域図
- 2 大東市全世代地域市民会議基本方針
- 3 大東市市民会議運営補助金交付要綱
- 4 大東市自治区市民会議活動補助金等交付要綱

[資料1]

三箇地域コミュニティ市民会議区域図



[資料2]

大東市全世代地域市民会議基本方針

平成27年3月18日制定

平成28年7月14日改正

平成28年9月 1日改正

(趣旨)

第1条 この基本方針は、大東市自治基本条例の趣旨に基づき、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、自治区を最小単位として、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立される全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の基本方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で事業を行う個人または法人、通学者、通勤者及び活動する各種団体をいう。
- (2) 市民会議 市民で構成された自律的な運営が継続して行われる組織で、地域課題を円滑に解決するために自治区を最小単位とし、必要に応じて隣接する自治区との合区や協議会による取り組みも可能とする。

(基本理念)

第3条 市民会議の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりを進めるに当たっては、市民会議と市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うこと。
- (2) 多くの市民がまちづくりに主体的に参加する組織であること。
- (3) 市民会議と学校とが連携し、子どもたちの教育環境の向上を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、市民会議の自主的および自律的な運営を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、まちづくりや地域の教育現場への関心を高めるとともに、積極的にこれに参加するものとする。

(市民会議の役割)

第6条 市民会議は、すべての市民に開かれたものとし、まちづくりに関する議論と合意に基づき、継続したまちづくりの推進のための事業を行うものとする。

2 市民会議は、さまざまな機会や媒体を通して市民会議の活動を市民に周知し、市民会議の趣旨をよく理解して、参加者を拡大し多くの意見等を募るよう努めるものとする。

(市民会議の要件)

第7条 市民会議は、次に掲げる要件すべてを満たす組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他市民会議を民主的に運営するための必要事項が規約等に定められていること。
- (2) 市民会議の代表者および役員は、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) 中学校の教育環境の向上について話し合う機会をもつこと。

(市民会議設立の届出)

第8条 市民会議を設立し、その代表者を選出したときは、大東市全世代地域市民会議設立届(様式第1号)を市長に提出するものとする。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

2 市長は、前項の届出があったときは、大東市全世代地域市民会議設立届受理証(様式第2号)を交付するものとする。

(まちづくりプラン)

第9条 市民会議は、まちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、各市民会議ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史、文化等の地域資源を活用し、課題を解決するための理念、基本方針および将来像を取りまとめた事業計画(以下「まちづくりプラン」という。)の策定に努めるものとする。

(市民会議の事業)

第10条 市民会議は、まちづくりプラン等に基づき、まちづくりの推進のための次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業
- (2) 保健、医療または福祉を通して地域づくりを推進する事業
- (3) 郷土愛の醸成を目的とした事業
- (4) 地域の伝統文化または郷土芸能を通して地域づくりを推進する事業
- (5) 地域の生活環境の改善、景観づくりまたは自然環境保全を図る事業
- (6) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する事業
- (7) 地域の特性を生かした産業振興のための事業
- (8) 地域コミュニティの育成に関する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

(市民会議への支援)

第11条 市は、地域活動としての前条に規定する事業が円滑に進むよう、その運営を支援するため、次の施策を講じるものとする。

- (1) 情報の提供、助言および財政的な支援
- (2) 地域に精通した職員の育成およびその配置
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(活動の制限)

第12条 市民会議は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、または信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める活動

(補則)

第13条 この基本方針に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基本方針は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成28年9月 1日から施行する。

[資料3]

大東市市民会議運営補助金交付要綱

平成28年12月5日

要綱第72号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金交付規則（平成12年規則第14号）に定めるもののほか、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立された全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の運営を支援するための大東市市民会議運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大東市全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、市民会議の運営に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 旅費、消耗品費、印刷製本費等の事務費
- (2) 会場借上げ費等の会議費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1の年度において50,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大東市市民会議運営補助金交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

- (1) 運営計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を確認した上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を大東市市民会議運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(請求等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに大東市市民会議運営補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を概算により交付し、第8条の補助金の額の確定後に精算するものとする。

(実績報告)

第7条 補助決定者は、当該補助金の交付の決定を受けた年度が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 運営報告書

(2) 収支報告書

(3) 運営に要した経費に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を確認した上で、補助金の額を確定し、その旨を確定通知書(様式第5号)により、補助決定者に通知しなければならない。

(概算払の精算)

第9条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた場合において、その額が既に交付された補助金の額よりも少額であるときは、その差額を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

[資料4]

大東市自治区市民会議活動補助金等交付要綱

平成28年12月5日

要綱第73号

(目的)

第1条 この要綱は、大東市補助金交付規則（平成12年規則第14号）の定めるもののほか、市民が地域で事業を実施するなどして主体的にまちづくりに参加し、大東市における住民自治の推進を図るため、市民が集まり、まちづくりの課題について議論し、交流するために設立された全世代地域市民会議（以下「市民会議」という。）の活動を支援するための自治区市民会議活動補助金等（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) 自治区市民会議活動補助金 自治区を単位として設立された自治区市民会議の活動を支援するためのもの
- (2) 合区市民会議活動補助金 複数の市民会議が設立されていない自治区により設立された合区市民会議の活動を支援するためのもの
- (3) 協議会市民会議活動補助金 複数の市民会議が設立されている自治区または複数の市民会議が設立されている自治区と市民会議が設立されていない自治区により設立された協議会市民会議の活動を支援するためのもの

(対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議とする。

2 補助金の交付の対象となる費用は、市民会議が行う次に掲げる活動に要した費用とする。

- (1) 安全・安心な地域づくりを推進するための活動
- (2) 保健、医療または福祉を通して地域づくりを推進する活動
- (3) 郷土愛の醸成を目的とした活動
- (4) 地域の伝統文化または郷土芸能を通して地域づくりを推進する活動
- (5) 地域の生活環境の改善、景観づくりまたは自然環境保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を通して地域づくりを推進する活動
- (7) 地域の特性を生かした産業振興のための活動
- (8) 地域コミュニティの育成に関する活動
- (9) 前各号に掲げるもののほか、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための活動

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 自治区市民会議活動補助金 次のアからウまでに規定する算出方法を用いて得た額の合計額（以下「参加割による算出方法」という。）とする。

ア 自治区市民会議が設立された自治区内に居住し、かつ、当該補助金に係る申込みを行う日の属する年度の4月1日現在において本市の住民基本台帳に記録された6歳に達している者（以下「在住参加賛同者」という。）の数に300円を乗じて算出して金額に10分の7を乗じて得た額

イ 市民会議に参加もしくは市民会議の設立の趣旨に賛同する意思を表明した当該自治区内に在勤する者（以下「在勤参加賛同者」という。）の数に200円を乗じて得た額

ウ 市民会議に参加もしくは市民会議の設立の趣旨に賛同する意思を表明した当該自治区内に在学する者（以下「在学参加賛同者」という。）の数に100円を乗じて得た額

(2) 合区市民会議活動補助金 市民会議に参加する自治区の数に100,000円を乗じて得た額とする。

(3) 協議会市民会議活動補助金 市民会議に参加する自治区の数に100,000円を乗じて得た額とする。

(申込み)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申込みをしなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 収支予算書

(3) 在勤参加賛同者または在学参加賛同者がある場合にあつては、当該参加賛同者名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申込みは、1の市民会議につき1年度において1回を限度とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあつたときは、その内容を確認した上で、補助金交付の可否を決定し、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により、当該申込みを行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 補助金に係る会計監査を拒むことができないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(申込内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付の申込みの内容を変更しようとするときは、事前に申し出の上、市長の求めに応じて、速やかに交付申込内容変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認した上で、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を交付申込内容変更（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

(申込内容の取下げ等)

第8条 補助決定者は、補助金の交付の申込みを取下げようとするときまたは補助金の交付の決定を受けた活動（以下「補助決定活動」という。）を中止しようとするときは、直ちにその内容および理由を記載した書面に必要書類を添付して、市長に届け出なければならない。

(請求等)

第9条 補助決定者は、速やかに交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を概算により交付し、第12条の補助金の額の確定後に精算するものとする。

(是正のための措置)

第10条 市長は、補助決定活動の実施状況について、補助決定者から報告を求めることができる。この場合において、市長は、補助決定活動の実施状況が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定活動についてこれらに適合させるための措置をとるべきことを補助決定者に命じるものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度中に補助決定活動を完了し、当該年度の翌年度の4月末日までに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 活動の実施に要した経費に係る領収書の写し
- (4) 購入した10,000円以上の物品の一覧を記載した書面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて調査等を行った上で、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

(概算払の精算)

第13条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた場合において、その額が既に交付された補助金の額よりも少額であるときは、その差額を返還しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助決定活動以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定後に生じた事由により、補助決定活動の全部もしくは一部を継続する必要がなくなったと市長が認めるときまたは補助決定活動の全部もしくは一部の継続が不能となったと市長が認めるとき。
- (4) 第8条に規定する補助金交付の決定に係る申込みの取下げまたは補助決定活動の中止の届出があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したときまたは第10条の規定に基づく是正のための措置に従わなかったとき。
- (6) 前各号に定める場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(帳簿等の整備)

第16条 補助決定者は、補助決定活動に係る収入および支出に関する帳簿および証拠書類を整備し、補助決定活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。